十八世紀前半における麗江木氏政権の崩壊

―中甸を手掛かりとして―

The Collapse of the authority of the Lijiang Mu Native Official in the First Half

of the 18th Century

with special reference to the Zhongdian region

謝 曦翎 XIE, Xiling

Abstract

In the first year of the Yongzheng period of the Qing dynasty, the governor-general of Yunnan and Guizhou 雲貴総督, Gao Qi-Zhuo 高其倬, did 'Gaituguiliu'改土帰流 of Lijiang 麗江, which refers to the sending of regular officilals 流官 to control the area between northwestern Yunnan and southeastern Tibet, rather than native chiefs. As a result, the Mu native chiefs 木氏 lost the right to rule over Lijiang Province. In recent years, most of the scholars discussed from the perspective of 'central' and 'local', and believed that the dispute centered around the belonging of Zhongdian 中旬 became the trigger for the 'Gaituguiliu' of Lijiang. In fact, from the 'local' point of view, the relationship between Zhongdian and the dominant party was multi-layered. As an area dominated by the Mu of Lijiang, Zhongdian was successively subordinated to the Ming and Qing dynasties, and such a hierarchical relationship may have existed even after the 'Gaituguiliu' of Lijiang. Therefore, this study mainly demonstrates that Zhongdian retained its own unique rituals and administrative system outside of the domination of the Mu and the dynasties, and tries to show that there were regions such as Zhongdian that constituted a

キーワード: 土司制度 麗江木氏 中甸 改士帰流

Keywords: Tusi system Lijiang Mu Zhongdian Gaituguiliu

frontier region centered on Lijiang of the area dominated by Mu.

1. はじめに

清雍正元年(1723)、雲南の西北部、チベットの東南部にある麗江府を支配していた木氏は、 当時の雲貴総督(雲南、貴州の地方長官)高其倬の実施した改土帰流によって麗江地域の統治 権を失った(1)。それに続いて、長年にわたって木氏と姻戚関係を結んでいた姚安の高氏も職を

109

解かれ、他の地方に移住させられることとなった。ここに至って、明清王朝が麗江土司の力を利用して、雲南西北部を支配する時代が終わった。言い換えると、この時まで麗江の木氏土司は三百四十年にわたって雲南西北部を統治し続けていたのである。明洪武十五年(1382)に明軍が雲南へ進軍した時、麗江の阿甲阿得は民衆を率いて最初に帰順して「木」姓を授けられ、洪武十六年(1383)に麗江土知府に任じられた。順治十六年(1659)に清朝が雲南を平定した際も、木氏は清軍に速やかに降伏し、十七年(1660)に札付(公文書)と麗江府印を与えられ、その後雍正元年(1723)に至るまで麗江府を管轄した⁽²⁾。明清両代を通じて、常に中央王朝に自らの忠誠を表した木氏は麗江府を支配している期間、中央王朝とチベットの中間地帯で「西北藩籬(雲南西北の藩屏)」⁽³⁾として重要な役割を果たし続けた。

麗江の特殊な地理、政治的環境を背景として、山田勅之はチベット語史料を用いて、明朝から中甸、木里 (4) への軍事活動、麗江とチベット仏教の緊密な関係、木氏が雲南永寧府と四川塩井衛を併呑した史実から、チベット側 (5) から法王に封じられ、明朝の方から土司に封じられた麗江のナシ族政権が実際に明朝の忠臣と言えるかどうかを論じ、木氏、明朝、チベットの三者の関係を示した (6)。木氏は雲南西北部に存在する巨大な政権として周辺地域を支配していたが、実際にはその配下に様々な小政権が存在し、木氏はこれらの小政権を掌握するために頻繁に軍事活動を行い、社会制度も整えた。中旬はこれらの小政権のうちの一つであり、康熙末年、雍正初年に清朝がチベットに出兵するために必ず通過する重要な要衝であったため、中旬地域に対する清朝の軍事的介入については多くの先行研究が重視している。中旬地域に言及している近年の研究は、主に明代あるいは清代それぞれに注目した研究が数多く存在し、特に「中央」と「地方」 (7) の角度から中甸が麗江の改土帰流において果たした役割について検討するものが多い (8)。

また、中国西南辺境における社会統合の在り方を研究した謝暁輝は中国西南部の伝統社会においては、「無君主不相統属」(君主なし、上下関係なし)、「各有君主」(それぞれが君主を持つ)という二つの主要なタイプの土着民社会と、中原王朝を含む様々な政治主体との間に、複雑な共生生態と複数の管轄権を持つ相互作用が形成されたと述べている⁽⁹⁾。木氏が明朝から正式の官職を与えられるまで、つまり明の政権が麗江地域に侵入する以前には、木氏は雲南の西北部地域の諸権力集団の中で最上位の支配者、いわゆる王のような存在であった。これは上の分類でいえば「各有君主」に相当する状況のように見えるが、謝の言うような伝統社会の特徴が木氏配下の中甸などの小政権を含めた西南地域のすべての社会に適用できるかどうかについてはさらに検討する必要がある。

本論文は、麗江木氏は明清王朝から任命された土司として王朝に義務を果たした一方で、その管轄領域では相変わらず独自の儀式や行政の制度を持つ王に匹敵するような存在であったことを論証し、また麗江の支配地域の周辺部に、中甸などが「各有君主」の一地域として存在し、王を中心とする辺縁地域を構成していたことを示したい。このことを論証するために、以下の

二つの面から論じていく。まず、明中期から清初までの二百年あまりの間に麗江木氏は絶えず中甸地域へ軍事的な介入を加え続けたが、なぜ清初まで中甸を完全におさえることができず、しかもそれが後の木氏の改土帰流を招く重要な一環となったのかについて、明中期から清初までの間に中甸をめぐって発生した事件を分析することで明らかにする。次に、中甸などの地域に進出した後、木氏は地方を管轄するため現地の麼些人(注6参照)、チベット人たちに対して階層的な統治制度を設けて統治を強化しようとしたことがあった。また改土帰流の後、中甸には清朝の軍事機構、いわゆる「緑営」が設けられた(10)。これは清朝が内地から離れた地域に軍事機構を設け、統治力を強化しようとしたことの表れである。ただし、木氏が設けた制度や、改土帰流後の中甸に清朝から文武官員が派遣されて来たのは確かだとしても、それは果たして従来の行政体系や社会構造を完全に一新するものであったのか。このことに対しては、具体的な機構の設置状況に基づいて検討し、明らかにする必要がある。

本論文は『木氏宦譜』(以下は『宦譜』)を主な史料として使用する。『宦譜』は正徳年間(1506~1522)に木公が編纂し、後世に随時追加され、清初までの木氏一族の事跡を編年体で記録した族譜である。『宦譜』に収録されている各世代の出来事が詳細に記録され始めたのは、阿琮(南宋末)の世代からである。 特に、阿良(元代)以降の歴代の詳細な事績は、基本的に年月で記録され、誥命や勅令が付されており、『清実録』のような史書とほぼ一致する。筆者は中甸をめぐる軍事活動を分析するため、麗江木氏土司からの視点で書かれた史書を扱い、その中に記されている具体的事例を分析する。また『明実録』、『清実録』などの明清王朝側の史料をあわせ用い、比較を行う。

2. 中甸の地理的な特殊性

木氏は強大な戦力を擁して、明中期の天順年間(1457~1464)からチベットと隣接する地域においてさかんに軍事活動を行い、当時のチベットの勢力範囲に含まれている你那(ナシ語、維西を中心とする広大な地域を指す)、忠甸(今の中甸の一部)、香羅(今の中甸、木里一帯)、鼠羅(木里)などの地区にも進軍した⁽¹¹⁾。本章では、中甸地域における明中期から清初に至る軍事的な介入に関する史料を分析する前に、先に明から清初までの中甸の所属の変遷及び地理的な特殊性について確認する。

中甸は雲南省の西北部、金沙江の東にあり、チベット高原東南の横断山脈の中心部、四川省とチベットの境界線に位置し、民国時期に中甸県が設置され、1950年以後もその名が踏襲されたが、2001年に香格里拉県に改め、その後 2014年に香格里拉市と改められた。永楽四年(1406)正月に鎮道、楊塘の二つの安撫司を設け、雲南都司の配下に入ったこの地域は、チベットと麗江府の接壌地域となった (12)。同年四月には、次刺和、瓦魯之、革甸、香羅の四つの長官司を設け、永寧衛の管轄下に入った (13)。その後、清康熙初年に平西王となって雲南を支配した呉三桂

がチベットと結束して政権を強化するために中甸をチベットに割譲したため、中甸はいったん木氏の支配下から離れた。康熙二十一年(1682)の雲貴総督蔡毓栄の上奏によれば、チベットに割譲されていた時期には、中甸は通商の場として利用され、また通商が禁止されて以後も、チベットが設置したラマ営官・役人はなお撤収されていなかった。これに対して蔡毓栄は中甸を雲南に返還するためにチベットに人を派遣することを求め、康熙帝の裁可を得た⁽¹⁴⁾。しかし、康熙二十七年(1688)に至って中甸はあらためて通商の場、いわゆる「市」としてチベットとの貿易を行うこととなった。『滇雲歴年伝』によると、

ダライラマは金沙江に通商を求めたが、雲貴総督范承勳は「内地不便」を理由として中甸に市を設置するよう要請した。これを許可した⁽¹⁵⁾。

とある。范承勳が「内地不便」を理由としたのは、チベットの勢力の進出を麗江の北部にとどめ、金沙江を越えさせないようにした可能性がある。少し振り返ってみれば、順治十八年(1661)に、呉三桂はダライラマの北勝州に「市」を作って通商する要求に応じ、これを順治帝に上聞したことがあった (16)。当時チベット勢力は既に中甸を含む麗江北部一帯の地域を支配しており、北勝州がチベットとの境界線に接する場所となっていた。呉三桂政権が鎮圧された後、中甸などの地域は清朝の版図に戻り、再び清朝とチベットの間の接壌地域となっていた。そのため、内地に近い別の場所を選ぶよりも、「内地不便」を理由として、中甸を貿易拠点として使い続けたほうが適切だったのであろう。その結果、中甸は引き続きチベットと内地の間の「市」として扱われ、康熙五十七年 (1718) に至ってもチベット人が中甸で交易を行っていたという記録が残っている (17)。その意味で、中甸は地理的にだけでなく、政治的・経済的にもチベットとの関係を維持するために重要な役割を担っていた。

康熙五十九年(1720)二月二十七日に雲貴総督蔣陳錫の上奏により、中甸は巴塘、理塘とともに木氏の管轄下に戻されたが⁽¹⁸⁾、同年十一月には当時の土司である木興が病没している⁽¹⁹⁾。その後、高其倬は雍正元年(1723)、雍正帝に麗江土官知府、流官通判を流官知府、土官通判に改めることを上奏した⁽²⁰⁾。雍正五年(1727)に中甸は鶴慶府の管轄下に入り、剣川州の州判一員を駐在させるようになったが、乾隆二十一年(1756)には中甸同知を設け、麗江府の管轄下に戻った⁽²¹⁾木氏は、康熙二十一年(1682)にチベットに割譲されてから雍正元年(1723)の改土帰流まで、ほぼ四十年近くの間、既に中甸に対する管轄権を喪失していたのであり、その後も本当の意味で中甸に対する支配を回復することはなかった。

中甸は清朝に至って正式に「中甸」と定められたが、『宦譜』の明代の記載においては忠甸と記されていることが多い。これはほぼ同じ地点であるが、若干範囲が変わった部分がある。(光緒)『新修中甸庁志書』「疆域」条には、道光十五年(1840)以後、中甸の範囲はほとんど変わっていないと述べられている(22)。ただし、明代の忠甸の地理範囲については明確には記載され

ていない。そのため、筆者は史料に基づいて推定を試みる。木氏が頻繁に忠甸へ出兵した記録は『宦譜』に詳細に記されているため、その中に記載されている忠甸に関わる地名を確認して進めていく。地名は南から順に托寨(今の小中甸郷唐陪村)、佉玉寨(今の小中甸郷曲古村)、見沙各寨(今の小中甸郷吉沙)、年玉寨(今の大中甸年哇宗)、大当香各寨(今の中甸鎮中心寨)、干陶各(今の那格拉)、天生寨(今の新聯)となっており、すべて金沙江の東岸にある⁽²³⁾。方国瑜によると、革甸には木里の一部が含まれているため、明代の忠甸の東はほぼ革甸と木里の間となる⁽²⁴⁾。また洪武三十二年(1399)に、麗江府は通安州、宝山州、蘭州、巨津州を管轄した⁽²⁵⁾。それゆえ、明代の忠甸の範囲は北が天生寨、ほぼチベットと接する辺りに至り、東は革甸、また木里の西側の一部を含み、東南、南、西はそれぞれ金沙江を境として宝山州、麗江府、巨津州と接していた(図 1 参照)。

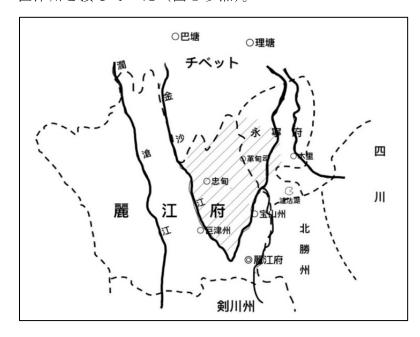


図1 明の麗江府および中甸の範囲

*斜線部が明の中甸の範囲。

*参考: 譚其驤主編『中国歴史地図集』第 七冊元・明時期・第八冊清時期(地図出版 社、1982年)

中甸は地理的にはチベットと麗江府の間にあり、麗江府の管轄下に入る以前にも、チベットに支配されたことがあり、しかも康熙年間にはチベットに占拠され、チベット教の寺院も立てられていた $^{(26)}$ 。そのため、チベット人にとって中甸はすでに自分の居住地となっていた。また『清実録』によれば、

麗江土知府木興の詳細な報告によると、中甸などの番目、及びラマ営官が麗江にきて投降 し、そのまま雲南の管轄下に入ることを望んでいる⁽²⁷⁾。

とある。ここにあるラマ営官はチベット語で宗本と呼ばれ、噶廈の基礎行政官である。噶廈は チベット政権の機構で、一切の行政事務を管理し、地方においてチベット語で基巧という機構 を設け、その下に宗を置いた。宗はチベット語で城壁に囲まれた村、城、砦の意味である。宗 本は宗の行政長官である⁽²⁸⁾。清朝の史料中には営官と呼ばれ、清朝とチベットとの境界線あた

りに設けられるラマ官員を指す。宗本として持つ義務についてはチベットの辺境区域を防衛すること以外に、宗から税金を徴収する権限を持っていた。当時の中甸はチベットの辺境地域となっており、チベットによって徴税される場所となっていた。もちろんこの税金はチベットに運ばれ、ダライラマに上納されたのである。ただし、中旬に発生する税金、いわゆる清朝に上納すべき部分については、呉三桂は木氏に納付させていた (29)。このような史料からは、チベットに占拠されていた期間中に、中旬にはチベット勢力が浸透し、チベット仏教の影響も受けていたことがわる。言い換えれば、清朝・麗江木氏のいずれもこの時期の中旬を完全に治めることはできていなかった。

中甸はその地理的な特殊性によって、その支配権も何度も変更され、各勢力間の争奪の対象になってきた。中甸と隣接する麗江府は金沙江の東岸にあり、地図上で見ても金沙江が天然の防衛線となってチベット勢力を抑止することができる。しかし、チベット勢力は絶えず雲南西北部に進出し、資源を略奪して支配区域を拡大しようとしていたため、木氏はこれを等閑視するわけにもいかず、自らの利益を守るため、中甸に対する軍事活動を行ない、同地の支配権を握ろうとしていた。

3. 中甸への軍事活動

明朝は洪武十五年(1382)に投降してきた木氏に官職を授与し、木氏の雲南西北部における支配権を正式に認めた。しかし、木氏が明朝の臣下となっても、それによってチベット勢力が頻繁に麗江西北部を侵すことを止めることはできなかった。『宦譜』によれば、宣徳八年(1433)三月には永寧のチベット人は宝山州知州の阿目を捕虜にするということがあった。次に、木鉄が土官知府の職を継承して以後も、チベット人が木氏の管轄する地域に侵入する事件がしばしば発生した。景泰二年(1451)には阿札(人名)が巨津州を攻撃し、六年(1455)には宝山州の白地(地名)が刀目ト他(人名)によって掠奪されている。その後さらに、天順二年(1458)には塩仲丈(人名)らが辺境を侵略し、掠奪を繰り返した。チベット勢力が頻繁に北から進出してくる状況に対して、木氏が自分の支配領域を確保しようとしたことで、天順六年(1462)には初めて北部に対する軍事活動が行われた(30)。

『宦譜』によると、木嶔、泰、定、公、高、東、旺、青、増の世代(明正統七年(1442)~ 隆武二年(1646))に木氏が周囲の地域へ出兵し、「得勝」した記録が数多く記されている。そ のうち、中甸に関する記録は表1のように整理できる。

表から見れば、成化十九年(1483)に木嶔が中甸に出兵して以来、万暦三十七年(1609)木増が中甸干普瓦に出兵するまで(木青の時代を除く)約一百十年の間に、木氏は中甸に実に二十一回にもわたって兵を派遣している。木氏の毎回の具体的な出兵数は明確に記録されていないが、二十一回にもわたって出兵を繰り返したという事実から、出動した兵力と殺した敵の数

の累計は決して少なくないはずだ。史料に記されていないのは、中央の恨みを買うのを避ける ため、軍事拡張の意図を明らかにしたくなかったためであろう。また、このように繰り返し中 甸に対して軍事活動をおこなったのは、逆に木氏が中旬を完全に把握できなかったことを示し ている。では、次に木氏が兵を派遣した理由について見てみよう。

世代 時 間 事 件 成化十九年(1483) 忠甸早瓦寨で勝利した。 木欽 正統七年(1442)襲 成化二十年(1484) 忠甸で勝利し、僭羅が投降した。 弘治四年(1491) 中甸托寨、佉玉寨、均集玉寨で勝利した。 弘治五年(1492) 中甸空立玉寨、見沙各寨で勝利した。 弘治六年(1493) 中甸、後玉寨で勝利した。 同上 中甸、伽僭、西里佉寨、大当香各寨で勝利した。 木泰 成化二十二年(1486)襲 弘治九年(1496) 中甸年玉寨で勝利し、岩那瓦寨を建てた。 弘治十一年(1498) 中甸瓦日瓦寨で勝利した。 中甸で勝利した。大年玉瓦寨、香各瓦寨を建てた。 弘治十二年(1499) 弘治十五年(1502) 中甸揮佉寨で勝利した。 正徳十一年(1516) 忠甸干那瓦寨で勝利した。 木定 弘治十六年(1503)襲 正徳十五年(1520) 忠甸虧甸、干普瓦寨で勝利した。 嘉靖十四年(1535) 忠甸年各、年悩以下で勝利した。 嘉靖十六年(1535) 忠甸高勝寨で勝利した。 木か 嘉靖六年(1527)襲 嘉靖二十八年(1549) (命長男阿目/木高)忠甸干陶、各伴以下で勝利した。 嘉靖三十二年(1553) 忠甸に天生寨を建てた。 木高 嘉靖三十八年(1559) 忠甸高勝寨で勝利した。 嘉靖三十三年(1554)襲 木東 万暦五年(1577) 干陶で勝利した。 隆慶三年(1569)襲 木旺 万曆十二年(1584) 香各瓦寨を勝利した。天佑寨を建てた。 万暦八年(1580)襲 木青 なし 万暦二十四年(1596)襲 万暦二十八年(1600) | 忠甸干陶で勝利した。 木増

表1 木氏の中甸に対する軍事行動 (『木氏宦譜』による)

まず前述したように、木欽の時期は主にチベット勢力の侵入に抵抗することを理由として出 兵した。それ以外には、木泰の時期に中甸に八回も出兵している。弘治三年(1490)に阿加南 立(人名)らが巨津州を略奪し、また五年に北勝州で四川辺りのチベット人による騒乱が起こ った⁽³¹⁾。このような状況に対して、木泰は弘治四年、五年、六年と続けて中甸において兵を率 いて諸寨(その多くはチベット語の地名で記されており、玉もチベット語では村や寨の意味) を征服した。それ以後も、木泰及びその後の木氏土司は積極的に中甸に軍事活動をおこない、

中甸干普瓦で勝利した。

万暦三十七年(1609)

万暦二十六年(1598)襲

軍事拠点の建立を行っている。例えば木泰は弘治九年、十一年、十二年に中甸に進軍し、岩那瓦寨、大年玉瓦寨、香各瓦寨を設け、木公は勝利した後、嘉靖三十三年(1554)に天生寨を建て、木旺は万暦十二年(1584)に天佑寨を建てた。これらはチベットの侵攻を追い払っただけでなく、木氏がこれらの地方に拠点を設置することを通じて支配範囲を拡大し、強固にするという意味にもとらえられる。

次に、中甸は木欽、泰、定、公の時期には軍事活動が頻繁に発生していたのに対し、それ以後の時期には次第に落ち着いてきているが、完全になくなったわけではない。ここからは、木氏が中甸に対する支配をある程度は固めたものの、なお不安定であったために、土司の継襲が行われるたびに後任の木氏土司が再度警備する必要があったことがうかがわれる。この時期の出兵は中甸から送られた救援の願いに応じる形で、木氏が叛乱者を討伐し、地方を安定させることを目的としていた。『宦譜』の「木高」条によれば、

(嘉靖)三十八年、孤蒲らに囲まれて、中甸の高勝寨が救援を求めた。(木高は)長男阿都に救出に向かうよう命じた。阿都は救援に向かって包囲を解き、多くの賊を殺した⁽³²⁾。

とある。また『明麗江知府木氏雪山端峰文岩玉龍松鶴生白六公伝』(以下は『六公伝』)にも同様の事件が記されている (33)。中旬から木氏に救援を求めてきたということからは、木氏が長年にわたって中旬を統治下に置こうと進めてきた施策がある程度の効果をあげていたことがうかがえる。また、木増は万暦二十八年に干陶を征伐し、三十一年には鼠羅で**必**哩を殺した。史料にいう孤蒲、**必**哩などはチベット人のことを指しているが、これが必ずしもチベットから侵入した勢力であるとは言えない。前述のように、中旬はチベットに支配されていた時期があり、その後木氏が拠点を設けたこともあった。これらを通じて、ここに入ってそのままこの地に定住したチベット人と麼些人(注6参照)の両者が存在していたのは当然のことだろう。趙心愚は麼些人とチベット人の相互融和に関して、木氏の武力拡張により麼些人が大規模にチベット区域へ移民したことを一つの理由として述べている。また、このような融合が生じることで、結果としてその身分についてはっきり区別することが難しくなったと指摘している (34)。このような実情のもとで、史料に記載された「チベット人が起こした叛乱」を、すべてチベットから侵入した者が引き起こした反乱であると言うことはできないだろう。ただし、この時期に発生していた叛乱はある意味、木氏の勢力の拡大に対して現地の民衆が不満を持っていたことの反映と見ることはできるだろう。

このように、木氏の当初の目的は、一連の軍事作戦によって中甸地域からチベット勢力を一掃することだったと考えられるが、出兵の回数や軍事拠点の建立などを考えると、実際には当初の目的を超えて、自らの支配区域を拡大する意図があったことがうかがえる。中甸に対する軍事活動は木増の時代、万暦三十七年(1609)を最後にほぼ行われていない。これは当時が明

朝末期にあたり、各地の情勢は不安定であったため、木氏はむしろ明朝の叛乱鎮圧に協力する ことに注力したためである。このことは、木増の在任期間の中・後期にもすでに反映されてい る。『宦譜』の「木増」条によれば、

兵を率いて元凶である高蘭らを捕えるよう命じた。……崇禎元年……また本府(麗江府) は公文に従って兵を率いて雲龍の十三人の叛乱者を捕え、武装を解除した⁽³⁵⁾。

とある。これについては、木氏がまもなく崩壊する明朝に対しても一貫して臣下の忠誠を表していたものともとれるが、実際には大理府管轄下の雲龍にも兵を率いていったのは、機会に乗じて軍事活動の拡大を通じて支配をさらに拡大し、その地位を固める意図があったと見なすべきであろう。

また、その野心が明朝の反感を招くことをおそれ、木氏は自分の忠心を表すために、代々京師に人を派遣して誥命を授かること願ったし⁽³⁶⁾、明朝に多くの物質を提供し、多くの銀両を納付している。『宦譜』の「木増」条によれば、

(万暦四十六年)本年、遼陽に戦争が起こったために、一万両の銀を京師へ送った。……四十八年に、一千二百両の銀を京師へ送り、戦争のため軍馬を買った。このため、皇帝から忠義を授けられた。……天啓二年に、四川の奢氏土司が叛乱を起こしたため、銀両を出した。……一千両の銀を送って朝廷を助けた。……五年に、一千両の銀を戸部に送った。……(崇禎)三年に……また京師及び貴州を助けて銀両を送った。……十年に……また皇陵の工事を助けた、並びに京師に五百両の銀を送った。……崇禎十七年に、京師の坊の工事のため銀両を出したが、実際には南都に送られた⁽³⁷⁾。

とある。銀両の数を明示していないものもあるが、木増が在任していた期間中に少なくとも八回にわたって朝廷に銀両を送っており、その額は合計一万三千七百両以上にのぼった。これらの銀両を京師まで送るのには当然ながらかなりの人力・財力が必要だった。これによって木氏は大量の財力と軍事力を消耗したのであり、それが中甸での軍事活動を縮小せざるを得なかった理由の一つであろう。この後、明清王朝の交替期に入って、木氏は清朝に降伏したが、呉三桂が雲南の政権を取り、金沙江の外側に位置する照可、你那、香羅、鼠羅、中甸の五つの場所をチベットに割譲したことにより、木氏の中甸における経営が事実上終了したことは先に述べた通りである。

その後、清朝の改土帰流により木氏は麗江府の支配権を完全に失った。これは先行研究においても一般的な認識であるが、では改土帰流された後に設けられた機構によって清朝は麗江を 完全に支配でき、中甸のような周辺地域を管轄することができたのか。それとも、土司や清朝

の支配があっても無くても、中甸のような周辺地域はそれ自身が安定的に存在していたのか。 これについては、次章で引き続き検討する。

4. 改土帰流後の中甸の建置

康熙六十一年(1722)に木興、木崇が相次いで亡くなったため、木氏の族人は姚安高氏の婿となっていた木鐘を迎えて当主とした。だが、阿知立らはこの機に乗じて木興の残虐を雲貴総督高其倬に訴えた。結果として、雍正元年に高其倬は木興が土官の地位によって貪虐をはたらき、今に至るまで民の訴えがやまないこと、木鐘も地方での評判が悪いことを理由として、麗江の改土帰流を断行した。木鐘は勢力が衰弱していたことで清朝のこの措置に対抗することができず、支配権を失って雍正三年(1725)に病没した(38)。

麗江が改土帰流されるとともに、中甸の帰属についても明確に規定された。(道光)『雲南通志』には、「雍正二年、西藏が帰順し、改土帰流を行い、元来設置された迭巴(官職)を土守備に改め、大小中甸、江辺、格咱、泥西の五つの地方を管理させた」とある⁽³⁹⁾。清朝にとっては、改土帰流の実施とは単に土官知府、流官通判を流官知府、土官通判と改めたにとどまらず、現地に軍事機構を設立し、中央の意向が地方に貫徹する体制を作り上げるのもその重要な一環であった。それゆえ、麗江における改土帰流を進める過程において、清朝は軍事力を強化し、雲南西北部の統治を固めるため、この地に緑営と汛塘制度を設置した。これによって清朝が文武官員を派遣したが、それは従来の麗江の行政体系を完全に一新するほどのものであったのか。このことに関して、本章では具体的な軍事機構の設置状況について検討を進めるが、その前にまず、改土帰流される前に木氏によって設立されていた行政制度について確認する。

木氏が明朝に帰順して、土官知府を授けられると、同時に流官同知も中央から派遣されてきたが、一貫して木氏が実権を握っていた。当時の明朝は雲南において土流並置の方法を通じて土官と流官を相互に牽制させ、それによって統治の浸透をはかろうとしたが、実際には明朝の流官は十七世紀前期にはすでに省中(雲南府)に留まって現地に赴任していなかった。徐霞客の『滇遊日記』によれば、

出入者は木公の命令なしに出入りすることができないし、遠方から来る者は立ち止まらなければならない。門番は中に入って指示を仰ぎ、入れと命じられれば入ることができる。故に通安等の州の知州は明朝によって選抜し派遣されてきても、いずれも省中に駐留し、この門から入った者はいなかった⁽⁴⁰⁾。

とある。流官知州が現地に赴任していなかったのは、彼ら自身が辺鄙な場所に行きたくなかったということもあったであろうが、それ以上に木氏が支配範囲を拡大した当時の情勢でその力

に抑圧され、権力を行使できないということでもあった。とりあえず、明朝が設けた土流並置のシステムは麗江において、最初はある程度の効果があったとしても、その後名目だけが存在することとなっていた。

明朝による土流並置以外に、木氏は麗江において独自の制度である木瓜制度で支配領域を管轄していた。木瓜はまた拇瓜とも呼ばれ、軍事と行政を兼ねる制度である。趙は木氏が北方へ拡張した時に、麼些人を寨(第二章に示した)に移住させ、木瓜制度を設けてこれらの地方に対する支配を確保していたと指摘している⁽⁴¹⁾。乾隆三十四年(1769)に、余慶遠は維西に赴任する兄と同行したが、彼の書いた『維西見聞録』によれば、

二三百戸、或いは百戸、或いは数十戸を一頭目とする。建てる時には、土地が広く戸数が多い者を土千総、土把総とし、これらが頭人である。その下は郷約となり、さらにその下は火頭となり、皆は自分の管轄下の他民を庇護する。息子や兄弟が継承し、代々引き続いて変わらず、これは木瓜と呼ばれ、漢人の言う官と同じである。頭目に対して那哈と呼んで、漢人の言う主人と同じである。属する麼些人は頭人に会うと皆すべて拝跪し、貢ぎ物を捧げる。……火頭は頭人土官に会う時に、直ちに拝見して彼に仕える。火頭はまた頭人の配下である (42)。

とある。木氏の支配する社会では木瓜制度により、多くは二、三百戸、少ないものは数十戸を一つの単位としてまとめて土千総、土把総等に任せて管理させた。だが、この制度をある地域に実施する際には土地や管轄下に入る戸が多い者(「地大戸繁者」)という基準に従って、その地方に元々いた有力者を頭人としていた。このことは、木氏が木瓜制度を正式に設ける前に、現地社会において財産の多寡によって既にある程度の上下関係が存在していたことを示している。そうすると、木氏のこのように官職の階層と戸数、土地を結びつける方法は、実際には現地に存在していた階層関係に基づいて規定を設けることによって実現されたものだっただろう。当時の木氏が木瓜制度によって麗江府から離れた複数の地方を管理することができたというのは、このように現地の階層関係を巧みに利用してそれに木瓜制度という名を付け、その上に木氏が立つことで、現地社会を間接的に支配していたということに他ならない。当時の麗江府の階層社会では、木瓜制度の導入で土司(地方中心)一頭人(土千総、土把総など)一庶民の三層関係が形成されていた。上記の史料によれば、麗江が改土帰流され、土司がいなくなってからも、頭人一庶民の関係は乾隆三十四年(1769)に至るまで引き続き存在していたとされており、それがかなりの安定性を持った制度であったことを物語っている。そこで次にこの安定性を確認するために、改土帰流後の中旬における民政と軍政の建置について分析する。

清朝の緑営兵制では、各地方に鎮、協、営を設けて、有時の際に派遣し、事が終わったら戻し、汛、塘、関哨を設けて、千総や把総に委任して駐屯する (43)。雍正期の緑営兵の設置状況を

見ると、麗江府には営が設置されておらず、汛、塘、関哨だけを設けたが、方国瑜はこれが麗江府の人口が少ないためであると指摘している⁽⁴⁴⁾。また、清朝は中甸においても営を設けることができず、西の維西に営を設けて、二百五十人の緑営兵を派遣し中甸に駐屯させたが、秦樹才は維西営が建立された後、各地へ派遣した緑営兵は確かに規定の場所に着いたと指摘している⁽⁴⁵⁾。ところが、中甸では派遣されてきた文武官員それぞれ一人を設ける以外に、多くの土官、すなわち土千総や、土把総などが設けられていた。(光緒)『新修中甸庁志書』によれば、

中甸は開設されて以来、文官同知一人を設けて民政を司り、武官守備一人を設けて兵士を訓練した。またさらに土守備二員、土千総五員、土把総十六員を設け、銭糧の上納を催促し役夫と馬車を扱い、偵察と防衛にあたった。欠員が出れば、同知と守備が緑営の軍例に則って夷人が敬服する者から品行方正で身分が清白である人を選抜し、送呈し考察して職を埋める。詳細については戸部に相談して決め、後日に公文書を与える。これは世襲とは異なる。武営では把総二人、外委二人、また定員外の外委二人を設け、文武の漢官、土官をそのまま原職と旧例に則って、変更することはなかった (46)。

とある。文武官員は主に民政と軍政を管轄したが、銭糧の徴収や、役夫と馬車などの仕事については土守備や土千総などの「土官」(前述の「頭人」に相当)、つまり現地採用の夷人の官員に任せざるをえなかったことがわかる。特に、麗江府が改土帰流によって隠匿されていた人口を調査し、二千三百四十四人が増加したが、中甸においては苗疆の例に照らして、保甲制を施行せず、戸籍作成を免除するとあり (47)、それはすなわち実際の庶民に対する施政がそれらの大量に設けられた土官に依存していたことを表しており、現地状況の把握や庶民の社会への威信などの点において改土帰流前に設けられていた土官に及ばなかった可能性が高い。さらに、武営については新たな官員を設けたが、改土帰流前にあった文武漢官や土官に関しては何も変わっていない。ここからも、改土帰流の後、実際に中甸に入ってきた清朝の流官の数や緑営の兵数はそれほど大きくなかったであろうことがわかる。また、麗江府に属する他の地方の状況を見ると、チベット人、麼些人、白人などの現地民を任用し、そのまま世襲する事例が存在しているが、中旬については、史料に残る土官はいずれも一代限りであり、世襲が行われたかどうか確認できない (48)。中旬において欠員が出る場合には同知と守備が緑営の例に従って夷人を選抜し任用することとなっており、ここからは流官である同知と守備がこの人事の実権をしっかりと握っていたことがうかがえる。

このような動向が前述の三層関係に与えた影響について考えてみる。まず、土司が改土帰流 のため土知府から土通判に改められたことによって、実質的な権力が失われた。清朝の流官(同 知・守備)が土司の位置に取って代わり、土千総・土把総のような下級官僚を大量に設置し、 三層関係のうち地方に直接接触する階層を拡大していった。これにより、もとの三層関係すな わち土司一頭人一庶民から、中央一流官(地方中心)一土通判一土官(下級官僚)一庶民という五層関係への変化が生じた。しかしながら三層関係が五層関係になっても、土官(かつての「頭人」)と庶民の間の関係は安定性を持っており、しかもこの関係は乾隆年間に至ってもなお存在していた。改土帰流の後に派遣されてきた文武官員や、設けられた緑営などは、実際にはあくまで明代から現地に存在している土官と庶民の安定的な関係に基づいて建立されてきたものとも言うことができる。当時の清朝にとっては、中甸は戦略上必ず把握する必要のある場所であったが、木氏が長期の経営を行なってもこの地を完全に支配できなかったのと同じく、清朝もやむをえず土官を大量に任命し、権限の一部を彼らに任せる形にならざるを得なかった。中甸の側から見れば、上位の支配者が変わっても、その下の階層社会は実は大きな変化を生じることなく存続し、チベット人や麼些人や漢人などの混在する社会がこの安定的な現地の社会関係に従って近代まで続いてきたのであった。

5. おわりに

中甸は雲南とチベットを結ぶ要衝として、各勢力の争奪の対象となっていた。木氏はチベット勢力との対抗や、西北部への勢力の拡張のため中甸においてしばしば軍事活動を行い、支配を固めようとした。しかし、木氏の長年の中甸への経営は明朝が滅亡し、呉三桂が雲南の政権を握ったことで終わってしまった。改土帰流された時点に至っても木氏は中甸の支配権をとり戻すことができておらず、麗江西北部の区域に対する統治も崩壊していた。その後も清朝の支配が強くなることで木氏の勢力は衰えていき、雲南西北部における支配力を失い、清朝に対して完全に従服せざるを得なくなっていた。

中甸は木氏が勢力を西北部へ拡張するための重要な拠点とされ、また改土帰流中に西北部地区を治めるための一歩として、常に支配を受けていた。第二章に示したように、中甸に対して木氏は軍事活動を頻繁に行なったが完全に支配できなかった。木氏は西北部への統轄、特に中甸への支配権を失ったことによって、清朝は流官を派遣し、緑営と汛塘制度を導入して、これを通じて、中甸、また西北部にある地域に頑丈な防衛線を作って西北からの勢力の侵入を防止しようとした。だが、実際の状況によれば、木氏の経年の支配で中甸において比較的安定した社会制度が次第に形成され、清朝の管轄下に入っても変わらなかった。清朝から導入された制度は実質上その現地の社会制度を基礎として設けられたものであった。第三章で論じたように、中甸において行われた改土帰流も、ただ上部の官員を入れかえただけで実際には現地の土官に依頼し、流官の現地社会への支配力は強くなかった。

雲南西北部は諸勢力が交錯する地域であり、支配者たちは麗江の西北部にある中甸を短期間 あるいは長期間支配し、その現地社会に影響を残していった。中甸自体から見れば、麗江の一 部として、あるいはチベットとの通商の場として、あるいは清朝が西北の軍事情勢を統括する

上での重要な地点として、中甸は常にこうした勢力圏の縁辺に位置し、強大な勢力に取り入るという流れに従ってきた。そのため、木氏が木瓜制度のような地方社会制度を設けて支配を強化しようとしても、完全に麗江に従属したわけではなかった。中甸には一貫して頭人、あるいは土官が存在し、彼らは木氏や清朝の手が入る前にすでに庶民と関係を結んでいた。これは謝の言う中国西南部の伝統社会の中の「各有君主」というタイプに近いと見なすことができる。より強大な勢力が中甸に進出してくれば、最高位は当然そちらに譲ることになるが、それは中甸が「各有君主」という特性を失うことではなく、むしろ中甸が上位勢力の下に入ることによってこの特性が見えなくなったということだろう。木氏が中甸の社会制度に基づいて自分の支配に適応する制度を設けたことや、清朝が改土帰流によって木氏の作られた制度のもとに新しい制度を作ったことから見ても、中甸は自身の社会制度の安定性を利用し、支配者の希望に応じながらも現地では強固な体制を温存させていたのである。

木氏の時代、麗江府は明朝に帰順し、その力を利用することによって周辺地域に軍事進出し、 その政権は強盛な時期を迎えていた。しかし、十八世紀前半に入ると木氏にはもはや征服した 地域に対して相応な維持運営能力がなく、やがて中甸の統治権を失い、高其倬によって西北部 改土帰流の機会を握られ、麗江の統治権を完全に失った。麗江の改土帰流については、本稿で 述べたように、中甸本来の社会制度の上に行政制度を構築する状況もあったが、また現地社会 に実施して影響を与える措置もあり、これについては今後の研究で論じたい。

本研究は中国教育部哲学社会科学研究重大課題攻関項目『元明清時期中国辺疆治理文献整理与数据庫建設研究』(項目編号:21JZD042)の助成金を受けた。本稿はその段階的成果の一部である。

注

- (1) Rock は麗江府の土民が土司の残酷な統治に耐えられず、清朝に改土帰流を願ったと指摘する。Joseph F Rock. The ancient Na-khi Kingdom of Southwest China, 1947, Harbard, 約 瑟夫・洛克『中国西南古納西王国』劉宗岳訳(雲南美術出版社、1999年)、以下 Rock [1999]。
- (2) 『木氏宦譜』方国瑜主編『雲南史料叢刊』(雲南大学出版社、1999年) 巻五、以下『木氏宦譜』。
- (3) 「爾尚益篤忠貞、世作南中守鑰、永為西北藩籬。」「麗江軍民府世襲土官知府誥封中憲大夫 厳君木侯碑記」楊林軍『納西地区歴代碑刻輯録与研究』(雲南人民出版社、2015年)、以下 「木東碑」。
- (4) 中甸は金沙江の東岸にある。木里は西南部が中甸と隣接し、永寧府の北側にある。方国瑜『中国西南歴史地理考釈』、p838、p844「中甸庁」、以下『考釈』。
- (5) チベットとの友好関係を維持するため、明朝はチベットの僧俗の各派の首領に称号を与えた。しかし各宗派間の関係は複雑で、しばしば対立した。17世紀になると、主に麗江の西北部でカルマ・カギュ派とゲルク派の間で争いが相次いだ(趙心愚「納西族与藏族歴史関係研究」(四川大学博士論文、2003) pp. 184~190、以下趙心愚 [2003]。『木里政教史』(四川民族出版社、1993年) は1580年(万暦八年)から1735年(雍正十三年)まで155年の間に木里地区で発生した重要な政治、宗教、軍事事件を記録し、ガルマ教が木里に広がり、

木里の政治、軍事活動に深い影響を与えたことや、明末清初に起こった重大な政治、軍事 事件を記載している。

- (6) 山田勅之『雲南ナシ族政権の歴史――中華とチベットの狭間で』(慶友社、2011年)、以下 山田 [2011]。ナシ族は今の納西族・摩梭族(人)であり、史料では磨些、麼些と呼ばれる。 本論文では「麼些人」という表記を使用する。
- (7) 「中央」は明清王朝を指す。「地方」は明清王朝の立場から隷属関係がある地域を指し、例 えば土司地域も「地方」に含まれる。
- (8) 楊江林「"中甸之争"清初麗江改土帰流原因探析」は康熙二十一年(1682)から康熙五十九年(1720)に発生していた麗江木氏と四川による中甸、理塘、巴塘地域の所属をめぐる争奪、いわゆる「中甸の争」の本質は雲南と四川の地方管轄権をめぐる争奪であると見なせるとしている(『西蔵研究』、2021.2、1、pp.31~37)、以下楊[2021]。
- (9) 謝暁輝「従西南辺縁看中国社会的整合:問題意識、研究範式的梳理与述評」、(『原生態民族文化学刊』、2020、12 (06)、pp.66~67)。謝は、この二つのタイプの土着民社会の特徴が、中国王朝とその相手国の間の相互作用と行政の基本的な戦略や制度を決定するだけでなく、西南部の地方社会の形成や、より大きな統一中国への統合の過程やパターンに深い影響を与えるという点で、西南部の歴史において重要であると論じている。「無君主不相統属」「各有君主」はいずれも司馬遷『史記』西南夷列伝に見える表現である。
- (10) 秦樹才『清代雲南緑営兵研究――以汛塘為中心』(雲南教育出版社、2004 年)。緑営兵は、清朝が八旗軍の軍力不足に陥った後、明朝の鎮戍制度と明朝降伏軍と他の漢民族軍との統合を基礎に編成された正規軍である。緑色の旗を旗印とすることから、緑営兵または緑旗兵と呼ばれた。以下秦[2004]。
- (11) 『木氏宦譜』、木嶔の条に「天順六年、得勝刺宝、魯普、瓦寨、鼠羅、你那、占普瓦寨」がある。木嶔、泰、定、公、高、東、旺、青、増の世代(明正統七年(1442)~隆武二年(1646))には、「得勝」(木氏が出兵し勝利した)の記録が多く記されている。例えば「木東碑」の碑文中にも「得勝」の地名が見られる。
- (12) 『明太宗実録』巻五十、永楽四年乙未「設鎮道、楊塘二宣撫司隷雲南都司。其地属西番与麗江府接境」。
- (13) 『明太宗実録』巻五十三、永楽四年甲戌「設次刺和、瓦魯之、革甸、香羅四長官司隷雲南 永寧衛」。
- (14) 『清聖祖実録』巻一百四、康熙二十一年己未「中甸在金沙江之外、旧係麗江土府所轄、従未安兵汛。自呉逆謀叛、将地方割与蒙番、為交好計、通商互市。今互市雖経禁止、而蒙番所設刺嘛営、尚未撤回。……遣土人宣示、令帰還中甸地方、再行奏聞。従之」。
- (15) 『滇雲歴年伝』巻十一、起聖祖仁皇帝康熙八年尽六十一年、二十六年丁卯「達頼喇嘛要求 互市於金沙江、総督范承勳以内地不便、請令在中甸立市、許之」(以下は『歴年伝』)。
- (16) 清・劉健『庭聞録』巻三、十五、収滇入緬「三月朔、北勝辺外達頼喇嘛、干都台吉以雲南平定遣使……求於北勝州互市茶馬。三桂以聞部議、北勝州無開市之例、但滇省新闢、時事不同、請勅該該藩酌議」また『清世祖実録』巻四、順治十八年甲寅「達頼喇嘛、干都台吉、請於北勝州互市、以馬易茶。允之」がある。『清聖祖実録』巻四十四、康熙十二年丁巳によると、呉三桂は叛乱した。
- (17) 『清聖祖実録』巻二百八十一、康熙五十七年甲戌「有碟巴達節属下之彭蹴達幾、及伊跟随之九人潜至中甸貿易」。
- (18) 『清聖祖実録』巻二百八十七、康熙五十九年甲子「将附近中甸地方、及巴塘、理塘、仍帰麗江土府管轄」。
- (19) 『宦譜』、「木興」条参照。
- (20) (乾隆) 『麗江府志略』藝文略「麗江府改設流官府疏」高其倬「麗江府原設有土知府一員、 流官通判一員、今照雲南、姚安等府之例、將知府改為流官、將通判改為土官」。以下「改設 流官府疏」
- (21) 革甸長官司、『考釈』p833、p837。『歴年伝』巻十二、起世宗憲皇帝雍正元年尽十三年、五年丁未。『清高祖実録』巻五百十三、乾隆二十一年乙未。
- (22) (光緒)『新修中甸庁志書』巻上、疆域志、「疆域」「所属四至、自道光十五年後各守旧制、 並無改併焉耳」以下は『志書』。(『中国地方史集成・雲南府県志輯』82 所収、清光緒十年 (1884) 稿本の鈔本の影印本。)
- (23) 諸地名に関しては第二章に説明する。
- (24) 同注 21。
- (25) (景泰)『雲南図経志書』巻五、「麗江軍民府」。
- (26) 康熙十八年(1679) 木懿はチベットからラマを招いて福国寺をチベット仏教の寺院に改めた。その後、福国寺はチベット仏教を宣伝する重要な寺院となっていた。(阿措「明清時期噶瑪噶挙派姜域伝播研究」(西南民族大学博士論文、2019年、p107) 参照。)

- (27) 『清聖祖実録』巻二百八十七、康熙五十九年甲子「茲拠麗江土知府木興詳報、中甸等処番目、及喇嘛営官、到麗江投誠、願仍帰雲南管轄」。
- (28) 李鳳珍「清代西藏宗本(営官)与官吏品級」、(『西藏研究』、2000.3、pp.71~78)。
- (29) 『宦譜』の「木増」条「次年、又将原管江外照可、你那、香羅、鼠羅、中甸五大地方、割 送吐番、以為平好之計、而銭糧累公賠納」。
- (30) 『宦譜』の「木土」、「木嶔」条参照。史料中の番/蕃賊、番/蕃酋、西番/蕃という語はチベット人を意味する。
- (31) 『宦譜』「木泰」条。
- (32) 『宦譜』、「木高」条「(嘉靖) 三十八年、有孤蒲賊衆来囲、中甸高勝寨報急、命長男阿都救援、前至解囲、殺賊衆多」。『麗江木氏十六世画像題字』にも同様な記録があるが、時間は「八年」と誤記している。
- (33) 『六公伝』「嘉靖己未秋、番達入寇、君承父命、帥衆遏止」。(『雲南史料叢刊』所収)
- (34) 趙 [2003] pp. 225~230。
- (35) 『宦譜』「木増」条「……乃令領兵俘元凶高蘭等。……崇禎元年……又本府奉文領兵捕穫雲 龍叛賊十三名、並解器械」。
- (36) 例えば、『宦譜』「木嶔」条によれば、「(天順)四年、阿俗引衆占宝山州、領兵格殺阿俗、 余党二十三人、本年差人赴京進貢。五年、給領信字二十三号誥命一道、授太中大夫世襲土 官知府」とある。誥命は明清時期に皇帝が爵位を授けたり、官職を授けたりする際の辞令 書を指す。
- (37) 『宦譜』「木増」条。「(万暦四十六年)本年、遼陽大驚、餉銀一万解京……四十八年、助銀一千二百解京軍前買馬、蒙欽賜忠義。……天啓二年、四川奢曾作叛解餉……捐銀一千助国……五年助銀一千解司……(崇禎)三年……又助京及黔餉並解部。……十年……又助陵工及捐銀五百解京……崇禎十七年、捐坊工用急充京捐在南都」。
- (38) 『宦譜』「木鐘」条「姚安高奣映取其清雅、六歳即接去撫養攻書……康熙六十一年、兄侄相継病故、閣府舎目郷老人等、知公素為夷衆悦服、又係興之胞弟、崇之血叔、衆人聯名保举。……族人阿知立等見興、崇父子相継病亡、印篆封固、乗公尚未題襲、以旧事翻為新題、控告胞兄任內頭人列款名曰五虎十四彪、当時維新。公父子出師在外、頭人任意指公派私、誠亦有之。乃未経拘提、頭人詢究、突於雍正元年、総督部院高奏摺云:木興在日、居官貪虐、土人至今控告不已。木鐘在地方声名不好、応宜改土帰流。……彼時族人、亦聞改設、人人乗間各欲謀官奪職。公勢孤難持、惟有吞声而已。……雍正三年、幇回到屋、至七月到家、三月後身故」。
- (39) (道光) 『雲南通志』巻一百三十五、秩官志之七十五、土司五、二十七頁「雍正二年、西藏 帰順、改土設流、将原設之迭巴改為土守備、管理大小中甸、江辺、格咱、泥西五処地方」。
- (40) 明・徐霞客『徐霞客遊記』滇遊日記六「出入者非奉木公命不得擅行、遠方来者必止、閽者 入白、命之入、乃得入。故通安諸州守、従天朝選至、皆駐省中、無有入此門者」(朱惠栄、 李興和訳註、中華書局、2015年)。
- (41) 趙 [2003] p172。
- (42) 清·余慶遠『維西見聞録』「二三百戸、或百余戸、或数十戸為一頭目、建設時、地大戸繁者為土千総、把総、為頭人、次為郷約、次為火頭、皆各子其民、子継弟及、世守莫易、称為木瓜、犹華言官也、対之称為那哈、犹華言主也、所属麼些見皆拝跪奉物……火頭見頭人土官、即拝而侍座、火頭又頭人之所属也」。
- (43) 『考釈』p1229、秦 [2004] p2 参照。
- (44) 『考釈』p1230。
- (45) 秦 [2004] p29~35。
- (46) 『志書』巻上、沿革志、沿革「中甸自開闢以来、安設文官同知一員、管理百姓、武官守備一員、訓練兵丁。又復設土守備二員土千総五員、土把総十六員、催辦銭糧夫馬、偵探防堵。如遇缺出、由同知守備照緑営例於夷衆悦服中選挙品行端方出身清白之人、呈験抜補、詳情咨部覆準、到日給箚、非同世襲。武営設有把総二員、外委二員、額外外委二員、其文武漢土官弁仍照旧職原例、並無添減裁併」。
- (47) (乾隆) 『麗江府志略』 財用略・戸口「雍正元年、改土帰流、清出夷丁二千三百四十四丁」、 『志書』 巻上、水利志、戸口「中甸係新闢夷疆、照苗疆列、不行保甲、免造戸口」。
- (48) 龔蔭『中国土司制度史・下編』(四川人民出版社、2012 年) pp. 490~506。中甸について、 龔は『新纂雲南通志』巻一百七十六、土司考四、世官一、十八頁を参照してまとめ、土守備 や土千総が全てチベット人であるとしているが、原文にはそれに関する記述がない。一部 は名前からチベット人であることが推測できるが、『新纂雲南通志』の記述のみによって全 てがチベット人であると判断するのは難しいだろう。